

地域医療構想調整会議とは

- 地域医療構想の推進には、各医療機関の状況を病床機能報告により見える化し、地域医療構想調整会議で病床の機能分化・連携に向けた協議を実施する必要
- 人口減少、高齢化に伴う医療ニーズの量・質の変化や労働力人口の減少を見据え、地域医療構想調整会議での協議を経て、質の高い医療を効率的に提供できる体制構築を目指す

地域医療構想調整会議の位置づけ

医療法第30条の14第1項

都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者(以下「関係者」という。)との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

厚生労働省通知（「地域医療構想の進め方について」 平成30年2月7日 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

1 協議事項

- ア 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応
 - ・2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
 - ・2025年に持つべき医療機能ごとの病床数
- イ 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応
- ウ 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応

2 個別の医療機関の取組状況の共有

- ア 個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績
- イ 地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金や繰入金等の活用状況

3 運営

- 医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組合せながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めること

地域医療構想調整会議の更なる活性化について

地域医療構想調整会議の活性化に向けた最近の動き

- 公立・公的医療機関等において、具体的対応方針の再検証等を踏まえ、着実に議論・取組を実施するとともに、民間医療機関においても、改めて対応方針の策定を進め、地域医療構想調整会議の議論を活性化
【令和2年12月15日 医療計画の見直し等に関する検討会】
- 地域医療構想調整会議における協議を促進するため、関係行政機関に資料・データ提供等の協力を求めるなど環境整備を行うとともに、都道府県における提供体制整備の達成状況の公表や未達成の場合の都道府県の責務の明確化を行う。 【経済財政運営と改革の基本方針2021】

本県の地域医療構想調整会議の状況・課題

- 地域保健医療計画と地域医療構想の両方を協議する会議体「地域保健医療・地域医療構想協議会」として設置しているため、議事が多く、限られた時間内で個々の議事の深掘りができず、活発な議論が行われにくい点が見られる。
- 会議の進め方などの運営手法について県として具体的手法を提示できていないこともあり、多くの医療機関の主体的な参画が十分果たされていない時がある。

本県の地域医療構想調整会議の更なる活性化に向けた対応案

- 地域医療構想に関する協議を行う「地域医療構想調整会議(仮称)」と、地域保健医療計画に関する協議を行う「地域保健医療協議会(仮称)」に会議体を分離する。
- 指針「埼玉県地域医療構想調整会議の進め方(仮称・案)」を策定し、運営手法等を明示することで、調整会議の更なる活性化を図る。

地域医療構想調整会議の更なる活性化について

「埼玉県地域医療構想調整会議の進め方(仮称・案)」の構成イメージ

1 地域医療構想調整会議の実施

年間の開催回数の目安、構成委員の例を掲示

2 地域医療構想調整会議の運営

多くの医療機関の主体的参加を図ることができるよう、会議の運営、進行方法例を掲示

3 協議事項

国から求められていること(例:新規開設・増床、公立・公的、非稼働病棟)など、少なくとも議論いただきたい事項を中心に協議事項例を提示